

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店指定申請者及びその役員は、加西市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第6号アからカのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名(名称)

住 所

代表者氏名

印

加 西 市 長 様

○加西市下水道排水設備指定工事店規則（抜粋）

（指定工事店の指定）

第3条 条例第6条第1項で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 兵庫県内に営業所があること。
- (4) 市内に住所を有する工事業者にあつては、市税等を完納している者であること。
- (5) 市内に住所を有する工事業者にあつては、その居宅及び営業所の排水設備工事が完了していること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

カ 工事業者（法人にあつては代表者）及びその従業員に加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者と認められた者がいる場合

キ 法人であつて、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第6号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。